

農林水産省共通申請サービス
市町村向けご説明資料

令和7年5月
大臣官房 デジタル戦略グループ

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)とは？

eMAFFは農林水産省が所管する法令や補助金・交付金の行政手続をオンラインで申請-審査するためのシステムです。LGWAN及びインターネットから接続可能です。

本資料ではeMAFFをご利用いただくメリットとご利用までの手順等についてご説明します。

申請者(農林漁業者等) 申請画面

申請書の編集：認定農業者制度 農業経営改善計画認定の申請手続

農業経営改善計画

申請区分 ☒ 認定申請 (新規) ☐ 認定申請 (再認定)
☐ 計画変更申請 ☐ 認定取消申請

目標年

① 農業経営体の営農活動の現状及び目標

(1) 営農類型

営農類型 現状

営農類型 目標

営農類型「その他の作物」の作目、「その他の畜産」の畜種 現状

認定書出力 帳票出力 戻る
削除 一時保存 申請



申請者

申請



承認・差戻

審査者(自治体職員等) 審査画面

申請書の編集：認定農業者制度 農業経営改善計画認定の申請手続

承諾・却下日付

受付組織 (都道府県庁の審査)

受付者 (都道府県庁の審査)

審査 次郎

受付日 (都道府県庁の審査)

2021/12/07

① 農業経営体の営農活動の現状及び目標

戻る

一時保存

却下

承諾



審査者

農林漁業者がオンライン申請するために

農林漁業者がeMAFFを利用してオンライン申請するためには、まず自治体職員の皆様がeMAFFのご利用を開始し、申請の受付を開始いただく必要があります。申請の受付を開始いただく手順については「P11.eMAFFをご利用いただくために」をご確認ください。

eMAFFによる申請を受付けていない市町村に居住する農林漁業者

私の住んでいる市町村が提出先に出てこない…



提出先が表示されない

eMAFFを利用したいのに申請ができない…

申請書の編集：青年等就農計画制度
(認定新規就農者) 青年等就農計画認定申請

申請年月日 必須
2023/04/01

文書番号

申請ステータス

提出先(地域レベル) 必須

市町村

提出先(地域名) 必須

Search...

- 北海道苫前町
- 秋田県横手市
- 新潟県燕市
- 福井県大野市
- 大阪府四條畷市

法人名/屋号

戻る

削除

一時保存

申請

eMAFFによる申請を受付けている市町村に居住する農林漁業者

私の住所は〇〇県△△市だから提出先をここに設定して…



選択

eMAFFを利用した申請が可能!

申請書の編集：青年等就農計画制度
(認定新規就農者) 青年等就農計画認定申請

申請年月日 必須
2023/04/01

文書番号

申請ステータス

提出先(地域レベル) 必須

市町村

提出先(地域名) 必須

Search...

- 北海道苫前町
- 〇〇県△△市
- 新潟県燕市
- 福井県大野市
- 大阪府四條畷市

法人名/屋号

戻る

削除

一時保存

申請

自治体職員の皆様にご協力いただきたい事項

農林水産省は令和4年度末までに、農林水産省が所管する法令や補助金・交付金の行政手続の約3,300手続についてオンライン化いたしました。

つきましては本資料をご確認のうえ、すべての農林漁業者がeMAFFをご利用できる環境の整備にご協力いただきますようお願いいたします。

オンライン申請を受け付けるための手順(詳細はP11~)



01



市町村から都道府県等に対する手続きも可能

市町村から都道府県庁や地方農政局等に提出する手続きも、eMAFFを利用して提出することが可能です。これにより押印・郵送・管理といった手間が解消されます。

紙様式の場合



申請様式を提出先HP上で探す手間



書類への押印・郵送・管理といった手間

eMAFFの場合

必要な手続きはeMAFFで簡単に検索可能

eMAFFにデータが保存

申請書の編集：土地改良財産の他目的使用、収益の承認（新規）承認申請

別名義で申請

土地改良財産の他目的使用、収益の承認（新規）

1. 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲

所在

施設名

使用面積

2. 他目的使用者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

3. 使用又は収益の用途又は目的及び方法

使用又は収益の用途又は目的



02



業務効率化・データ管理の簡素化

書類の受付・スキャン・入力・印刷・押印・郵送といった、紙申請特有の手間が解消されます。eMAFFを使って申請-審査されたデータはeMAFFに保存されるため、書類の保存・管理の手間も解消されます。

紙様式の場合



書類の受付・スキャン・
入力・印刷・押印・郵送
の手間



書類の保存・管理の手間

紙申請特有の
手間が解消

eMAFFにデータ
が保存

eMAFFの場合

制度

手続

申請

法人名/屋号

文書番号

経費ID

最終更新

編集

✓

経営所得安定...

出資販売 (兼) 情報

2020

農業太郎

0000002847

E-0000-00--

2020/11/26 1--

☐

経営所得安定...

農地承継情報

2020

農業太郎

0000002829

E-0000-00--

2020/11/26 1--

☐

経営所得安定...

収入減少影響緩和...

2020

農業太郎

0000002795

E-0000-00--

2020/11/26 1--

☐

経営所得安定...

出資販売 (選れ大...

2020

農業太郎

0000002814

E-0000-00--

2020/11/25 1--

☐

経営所得安定...

出資販売 (選れ小...

2020

農業太郎

0000002813

E-0000-00--

2020/11/25 1--

選択件数: 1 件

全 7 件中 1~5 件を表示

< 前

1

2

次 >

1ページあたりの表示件数: 5

一括受付

一括承認

一括取消

申請情報出力

03



農林漁業者に対するサービスの向上

農林漁業者は時間にとらわれることなく、遠隔地からでもご自身のパソコンやスマートフォン、タブレットから非対面で申請することが可能です。申請した内容はeMAFFに保存されるため、何度も同じ情報を入力する手間が解消されます。

紙様式の場合

毎回同じ情報を
記載いただく手間

様式を役所まで受取・
提出いただく手間

町役場

eMAFFの場合

前回の入力内容
を引き継げる

遠隔地からでも
申請可能

申請書の編集：経営所得安定対策等
交付金交付申請情報

交付申請内容

水田活用の直接支払交付金の申請 必須

申請する

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請（面積払）

必須

①

申請する

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請

必須

申請する

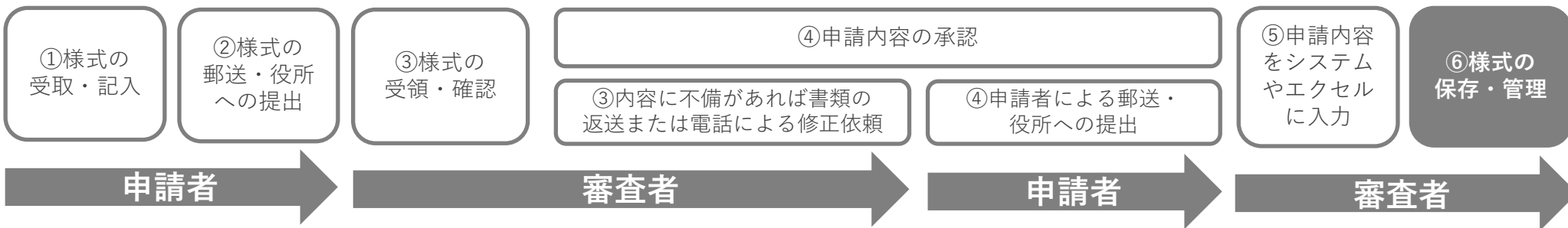
収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の

加入する



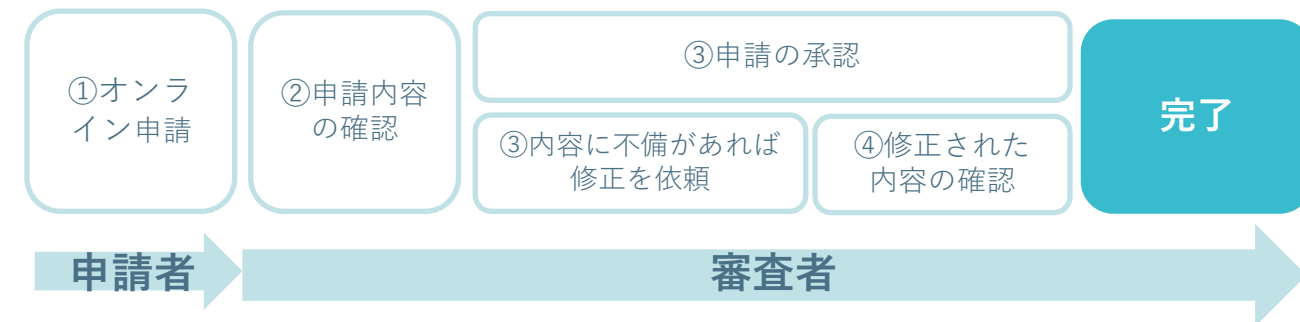
様式による審査、eMAFFによる審査の手順の比較

様式による審査業務



入力作業や書類管理に多くの手間が発生している状態です。申請者にも郵送や提出に係る手間が発生しています。

eMAFFによる審査業務



【Point】

- ・書類の受付・スキャン・入力
印刷・押印・郵送の必要なし。
- ・eMAFFに申請情報が保存されるため、書類を紙で管理する必要なし。

申請者に対する修正依頼やデータの管理は、eMAFF内で完結します。

eMAFF 申請者用画面(スマートフォン版)

申請書の編集：青年等就農計画制度 (認定新規就農者) 青年等就農計画認 定申請

継承する経営での従
〇〇年〇〇ヶ月

目標とする営農

営農類型 現状 必須 ⓘ

①

該当する現状の営農類型を選択してください。総販売金額の80%以上を占める部門がない場合は、「複合経営」を択してください（総販売金額の80%以上を占める部門に相当する営農類型がある場合は、その営農類型（米の販売金額が80%以上の場合は「稲作」）を選択してください。）。

②

- 稲作
- 麦類作
- 雑穀・いも類・豆類
- 工芸農作物
- 露地野菜

添付書類

下記「添付資料」は1ファイル20M以下、10ファイルまでしかアップロードできないため、11ファイル以降は「添付資料2」を使うこと。

③

添付資料1 必須 ⓘ

↑ ファイルをアップロード

この項目を入力してください。

①申請項目ごとにヘルプの表示が可能
申請者から入力内容に関する問い合わせを受け付ける手間を解消します。

②プルダウン形式等で入力可能
申請内容の誤りを指摘する手間を解消します。

③添付必須項目
添付資料の不足を指摘する手間を解消します。

eMAFF 審査者用画面

申請書の編集：青年等就農計画制度（認定新規就農者） 青年等就農計画認定申請

農業経営基盤強化促進法（昭和56年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。
※青年等就農計画認定申請書（ワード）で申請する場合は、必須事項を記載の上、一番下にある「添付資料」に青年等就農計画認定申請書（ワード）を添付するようにお願いします。

申請区分 必須 ①	
☒ 認定申請（新規） ☐ 認定申請（再認定） ☐ 計画変更申請 ☐ 認定取消申請	
目標年 ①	
2027	
就農地 ①	農業経営開始日 必須 ①
〇〇町	2022/07/01
就農形態 ①	
新たに農業経営を開始	
「就農形態」にて「親の農業経営を継承」を選択した場合は、以下も記載すること。	
継承規模	継承する経営での従事期間
全体	3年2ヶ月

将来の農業経営の構想

将来の農業経営の構想（記載） ①

農業技術の向上、機械化、規模拡大等によりタマネギ、カンショ・・・の複合経営で地域の認定農業者の8割程度の所得水準を目指す。

年間所得 現状 ①	年間所得 目標 ①
2000 千円	4000 千円
年間労働時間 現状 ①	年間労働時間 目標 ①
2000 時間	1800 時間

キャンセル

一時保存

修正確認依頼

差戻

却下

承諾

②入力必須項目

入力内容の不備を指摘する手間を解消します。

①入力内容の指定

数字で記入すべき項目に文字を入力している等、明らかに誤った内容の申請を受け付ける件数が減少します。

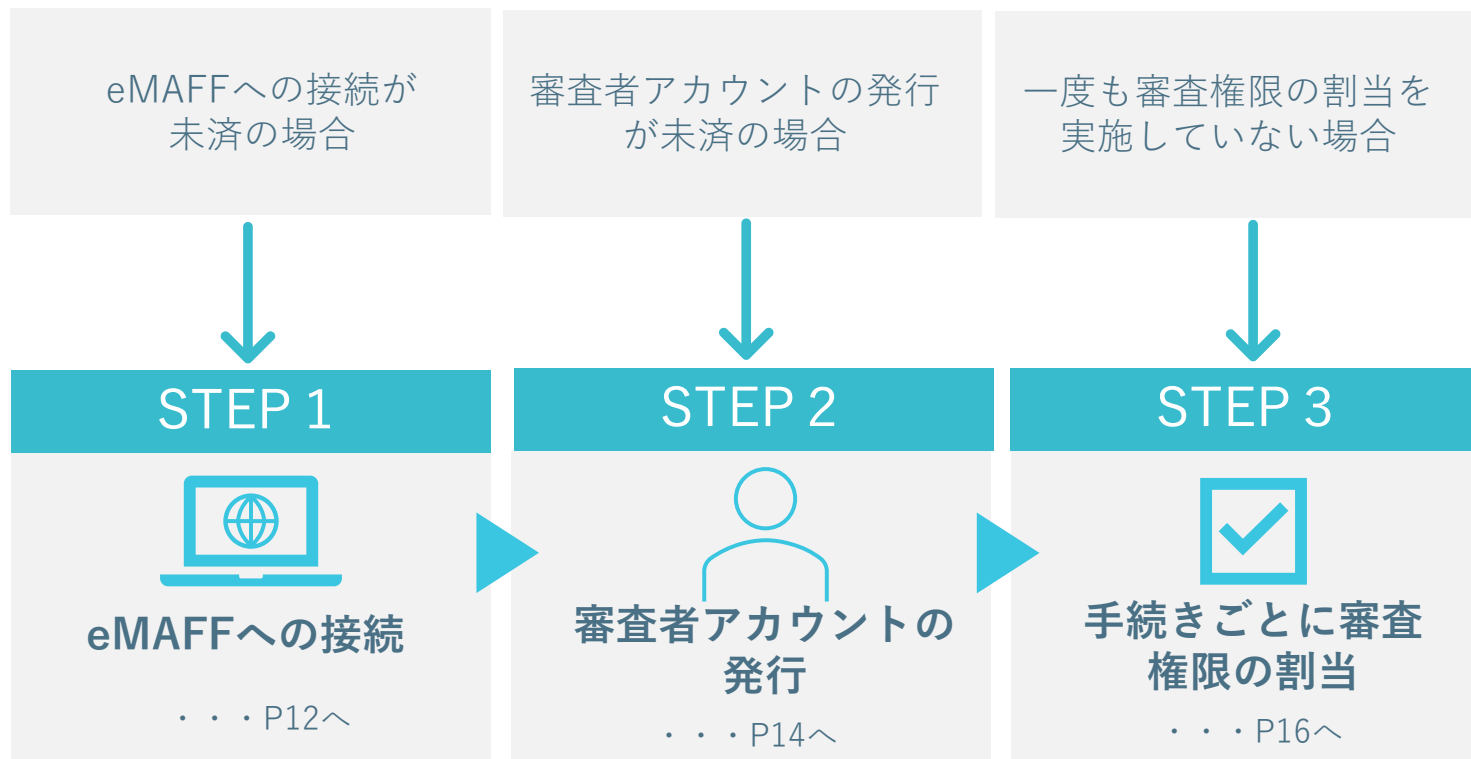
eMAFFご利用までの手順

1

2

3

自治体職員の皆様がeMAFFをご利用いただくまでの手順は以下のとおりです。



STEP 1. eMAFFへの接続

1

2

3

LGWAN経由でeMAFFに接続する場合、接続環境によっては庁内ネットワークの設定（ファイアウォール、プロキシサーバ、ブラウザ等）を変更する必要があります。インターネット経由でeMAFFに接続する場合は設定変更は不要です。

自治体内部でのご調整について

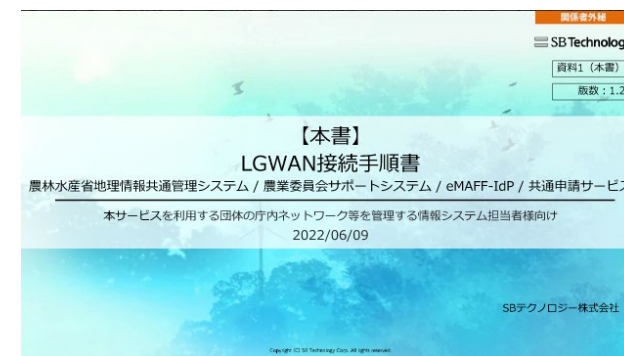
LGWAN経由でeMAFFに接続する場合、まず情報システム部門の職員に別添ご提示している「LGWAN接続手順書」をお渡しください。情報システム部門の職員におかれましては、当該手順書に詳細な接続方法が記載されておりますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。なお、接続にあたって技術的なサポートも行っております。お困りの際は下記の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

メールアドレス：system-helpdesk@emmaff-ks.jp

電話番号：0570-550-410（ナビダイヤル）

サポート時間：平日9時30分～12時00分、13時00分～16時30分（土日祝日・年末年始を除く）



STEP 2.審査者アカウントの発行

1

2

3

審査者アカウントとは？

審査者アカウントは、eMAFFで審査業務を行う職員が利用するアカウントです。審査者アカウントには主に以下の機能があります。

① eMAFFで申請された内容の審査

eMAFFを利用して申請された内容を確認し、承認を行うことができます。もし不備があればその理由を添えて差し戻しを行い、内容の修正を依頼することができます。

② 紙で提出された申請書類の保存・管理

申請者が紙で提出した内容をeMAFFで保存・管理することができます。過去の申請内容を迅速に確認できるようになるうえ、申請書類を管理する手間が解消されます。

審査者の役割（図解）

① 申請内容の審査



② 代理入力



STEP 2.審査者アカウントの発行

1

2

3

審査者アカウントの新規発行方法

審査者アカウントの発行希望の場合は、ログイン前画面からアカウント申請書を取得していただき、アカウントを発行して下さい。ご不明点がある場合は、コールセンターもしくは各制度所管へお問い合わせ下さい。

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口>

メールアドレス system-helpdesk@emmaff-ks.jp

電話番号 0570-550-410(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

お電話の受付時間：平日9時30分～12時00分、13時00分～16時30分（土日祝日・年末年始を除く）

審査者のアカウントの管理

登録できる審査者アカウント数の上限は、原則として、以下の①、②のとおりとなります。審査者アカウント数が上限を超えないよう、各組織、各部署内で管理をお願いいたします。

- ①農林水産省本省・地方農政局・都道府県・市町村： 各部署で5アカウントまで
 （例1）A機関のB課：2アカウント （例2）C機関の本所のD課：5アカウント
 C機関の本所のE課：2アカウント
 C機関のF支所：2アカウント
 C機関のG支所：1アカウント

- ②上記以外の組織： 組織全体で5アカウントまで
 （例）H機関：5アカウント

ただし、審査件数が非常に多いなど、6アカウント以上必要になる場合は、下記にメールでご相談ください。

（連絡先）

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ eMAFF担当

メールアドレス：e@maff.go.jp

審査者のアカウント発行状況の確認

ご自身の所属組織のアカウント発行状況、手続の割当状況を確認したい際にご依頼ください。

共通申請サービス 本番環境アカウント申請書（審査者）			
申請書バージョン：Ver.20250428001			
※およびオレンジの箇所は、必須入力項目です。		申請番号	
申請日※			
【申請者】			
氏名※			
所属組織区分	所属組織※		
所属部署※	役職		
電話番号※	メールアドレス※		
【管理欄】			
申請承認者	申請承認日		
アカウント名			
実施日	実施者		
実施承認日	実施承認者		

STEP 3.審査権限の割当

1

2

3

審査権限の割当とは

eMAFFで申請を受付けられるようにするには、審査者アカウントの発行の後、審査者に審査権限の割当を行う必要があります。（アカウント申請書において同時に設定可能）

審査権限の割当とは、手続に対して審査権限を割り当てる行為です。例えば審査者Aに対し「認定農業者制度」の審査権限の割当を行い、審査者Bに対して「強い農業づくり総合支援交付金事業」の審査権限を割り当てる場合、それぞれに対して審査権限の割当を行います。これにより、認定農業者制度及び強い農業づくり総合支援交付金事業の審査が可能となります。

審査権限の割当画面

実際の体制に応じて割当を行うことが可能です。

チェック欄	業種	制度	手続	プロセス	申請年度	公開期間 (開始)	公開期間 (終了)	申請期間 (開始)	申請期間 (終了)
(例) ○	農業	〇〇事業	〇〇報告		2024	xxxx/xx/xx	xxxx/xx/xx	xxxx/xx/xx	xxxx/xx/xx
(例) ○	水産業	〇〇事業	〇〇報告		2024	xxxx/xx/xx	xxxx/xx/xx	xxxx/xx/xx	xxxx/xx/xx

また、過去年度の制度を確認する際も割当設定が必要です。

※割当解除については審査者自身でご対応ください。
方法についてはログイン後、画面上部の「wiki」をクリックして表示された画面で「割当設定を解除する」と検索ください。

審査者のアカウントの発行・管理

1人に対して複数の手続きの審査権限を割り当てることも可能です。



審査者A

認定農業者
制度担当者



審査者B

強い農業づくり総合支援
交付金事業担当者



審査者C

認定農業者
制度担当者

強い農業づくり総合支援
交付金事業担当者

eMAFFをご利用いただくために

審査権限の割当に関する注意事項

自治体側で審査権限の割当が行われていない手続きは、申請者が申請をしたくてもできない状態になっています。審査者の皆様は審査権限の割当を実施いただき、eMAFFによる申請の受付を開始いただくようお願いいたします。

審査権限の割当を行っていない市町村に 居住する農林漁業者

私の住んでいる
市町村が提出先
に出てこない…



提出先が
表示されない

eMAFFを利用したい
のに申請ができない…

申請書の編集：青年等就農計画制度
(認定新規就農者) 青年等就農計画認
定申請

申請年月日 2023/04/01

文書番号

申請ステータス

提出先(地域レベル)

市町村

提出先(地域名)

Search...

- 北海道苫前町
- 秋田県横手市
- 新潟県燕市
- 福井県大野市
- 大阪府四條畷市

法人名/屋号

戻る

削除

一時保存

申請

審査権限の割当を行っている市町村に 居住する農林漁業者

私の住所は〇〇
県△△市だから
提出先をここに
設定して…



選択

eMAFFを利用した
申請が可能!

申請書の編集：青年等就農計画制度
(認定新規就農者) 青年等就農計画認
定申請

申請年月日 2023/04/01

文書番号

申請ステータス

提出先(地域レベル)

市町村

提出先(地域名)

Search...

- 北海道苫前町
- 〇〇県△△市
- 新潟県燕市
- 福井県大野市
- 大阪府四條畷市

法人名/屋号

戻る

削除

一時保存

申請

eMAFFを使って申請できる手続きにはどんな手続きがありますか？

eMAFFを使って申請が可能な手続きには、例えば以下のような手続きがあります。

■認定農業者制度 ■強い農業づくり総合支援交付金事業 ■経営所得安定対策 等

ほかにも農業共済などといった多くの手続きがeMAFFを使って申請が可能となります。eMAFFを使って申請できる手続きの一覧を確認したい場合は以下のページをご覧ください。

手続一覧：<https://e.maff.go.jp/SearchFromAllTetsuzuki>

eMAFFへの接続方法や操作方法について相談したい場合どうすべきですか？

接続方法や利用方法についてお困りの場合は是非お気軽にお問合せください。お問合せ方法はWebフォームのほか、お電話でも受け付けております。

お問合わせWebフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>

お問合せ電話番号：0570-550-410(ナビダイヤル)

サポート時間：平日9時30分～12時00分、13時00分～16時30分（土日祝日・年末年始を除く）

マニュアル・Wiki・お問い合わせ先について

各種操作マニュアル

審査者アカウントの発行方法や審査権限の割当に加え、ログイン方法や利用方法をわかりやすく解説しています。操作マニュアルには「申請者用」や「審査者用」等、用途に応じてご用意しておりますので、ご自身の役割に応じたマニュアルをご覧ください。申請者用のマニュアルはログイン不要でご覧いただくことが可能です



eMAFF 操作マニュアル：<https://e.maff.go.jp/Manual>

Wiki

eMAFFの操作方法等についてお困りの際にご覧ください。操作マニュアルと異なりダウンロード不要でご覧いただくことが可能です。

Wiki：<https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問い合わせ先

eMAFFの操作方法等に関するお問い合わせを受け付けております。お問い合わせの方法はWebフォームのほか、お電話でのお問い合わせもご用意しております。

問い合わせフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>

お問合せ電話番号：0570-550-410(ナビダイヤル)

個人情報保護の観点からeMAFFの利用をためらっているのですが・・・

eMAFFの運用にあたって以下の2点を厳格に実施しております。

- ①情報の内容に応じて管理区分を明確にしつつアクセス権限を設定
- ②政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠

なお、eMAFF上で個人情報を取り扱うにあたり、農林水産大臣から総務大臣に対し、行政機関個人情報保護法第10条に基づく通知がなされています。

不正な申請が行われないか心配なのですが・・・

申請者がeMAFFを利用するにあたって、必ず事前に身分証等を利用した身元確認を実施する必要があります。これにより第三者からの不正な申請を防ぐことができます。また、申請者がログインする際には二要素認証（2つの異なる方法による認証）による本人確認を行っているため、なりすまし対策も実施しております。